

## ◇◇一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を◇◇

### ～労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。～

労働者（パート、アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または、公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

新潟労働局総務部 労働保険徴収課（電話 025-288-3502）

又は、お近くの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

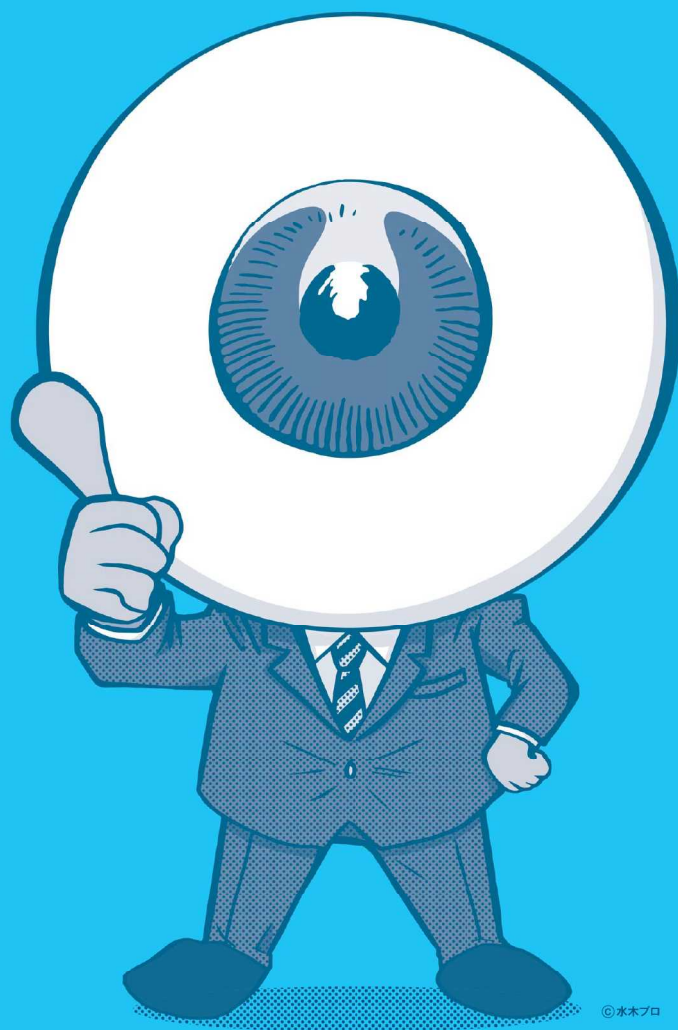
**（参考）事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続はお済みですか（パンフレット）**

↓こちらをクリックして下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html>

# 社長!

## 労働保険があればこそ、 みんな安心して働けるんじゃない。



©水木プロ

法人・個人を問わず事業主の方は、  
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、  
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。  
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。  
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、  
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、  
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から選んで保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> **労働保険** **検索**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

# 労働 保険

労災保険

雇用保険